

佐世保市監査委員公表第26号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年12月25日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



土木部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 土木部
土木政策課、土木管理課、道路整備課、東部工事事務所、
西部工事事務所、道路維持課、河川課
- 3 監査の期間 令和5年10月11日（水）～令和5年12月19日（火）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入（郵送料）の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。（土木政策課）

2. 支出事務

- ① 出張命令伺において、佐世保市事務処理規程で定められた専決事項による命令を受けていないものがあつた。（道路維持課）

3. 契約事務

- ① 佐世保市道路パトロール業務委託単価契約（1工区）ほかにおいて、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、契約締結伺について、副市長の決裁を受けていなかった。（土木政策課）

上記3件の専決区分誤りについては、無権限者による事務執行であることを十分認識され、規程に沿った適正な決裁処理を行われたい。